

COPYRIGHT LAW PRIMER <2> \*

# 平安時代からアメリカ独立まで



会員 飯田 幸郷

## 木版印刷の始まり

漢字は「象形文字」であるから、英文などのように多数の文字を連ねずとも、思想を表現することができる。文字や絵画等を書いた紙を木の板の上に重ねて、文字の部分を表すように板面を彫刻して「木版」を製作して、その盤面に墨を塗り、これで印刷するという技法はシナの「唐」の時代、すなわち西暦 600 年頃に発明されている。わが国では、770 年に印刷刊行された『百万陀羅尼』図 3 という經典が、奈良の「法隆寺」に保存されており、同書が「世界最古の印刷物」として知られている。この木版印刷の技術は、後にヨーロッパにも伝えられたが、文字の構造の違いがネックになって、グーテンベルグの活版印刷と競業するには至らなかった。

604 年に聖徳太子は「憲法 17 条」を制定した。次いで 645 年(孝徳天皇の大化 2 年)に中大兄皇子(後の天智天皇)が、それまでの法体系の「聖域なき改革」として「大化の改新」を行った。その法体系は民事と刑事とに関するもので、動産を「移徙物」といい、不動産を「不徙物」と呼んだ。しかし、「無体財産権」としての「特許権」や「著作権」などは影も形も見えなかった。

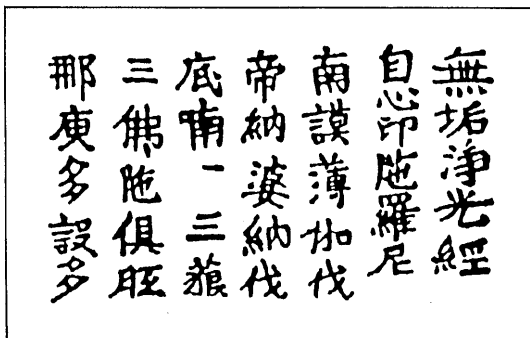


図 3 世界最古の印刷物

## 小野小町と著作権問題

8 世紀から 12 世紀の末に至る平安時代は「源氏物語

絵巻」をはじめとして、多くの書籍が次々と誕生して、日本における文学の華が咲き乱れた時代であった。その当時、小野小町という女性がいた。現在で言えば、「ミス日本」と呼ばれるような絶世の美人で、文学的才能、特に和歌の才能にも秀でていた。

「花の色は うつりにけりな いたずらに  
わが身世にふる ながめせしまに」

と詠まれた彼女の歌は「小倉百人一首」の中にも登載されていて、当時の和歌の世界で、彼女は「六歌仙」の一人に数えられていた。

その当時、宮中では「歌合わせ」という優雅な行事が行われていた。指名をされた二人の者が、自作の和歌を一首ずつ持ち寄って優劣を競う遊びだったのである。

小野小町と大伴黒主とが選手として指名された。いよいよ、その歌合わせが明日に迫ったとき、大伴黒主の心中は穏やかではなかった。「天皇を初めとする多くの人々の前で、小野小町に軍配が上げれば」と思うと、居ても立ってもいられなかった。

日が西に傾くと、黒主は小町の屋形に忍び込んで、彼女が書きとめた新作の歌をノートすると、それを「万葉集」の本(草紙)の中に書き入れて、その翌日何食わぬ顔をして「歌合わせ」会場に出席した。

内裏での歌合わせの会には、天皇を初めとして、大臣、官女その他の人々が、いわゆる綺羅星のように列席した。

きのつらゆき  
紀貫之が、

「ほのぼのと 明石の浦の 朝霧に  
島がくれゆく 舟をしぞ思う」

と、小町の歌を朗々と読み上げると、天皇を初め満場の一同が拍手喝采で、内裏の奥が揺れるようにどよめいた。それだけでも、小町の勝利は確実だった。

\* <1> は2002年9月号に掲載

そのとき、大伴黒主が声高々とそれを制して、

「いま読み上げられた歌は、万葉集に掲載されています。著作権違反です。」

と訴えて、自分が書き入れた「万葉集」を提出して、異議の申立てをした。次の瞬間、座が白けて、騒然となったが、小野小町は平然として取り乱すことなく、

「私は万葉集に掲載されているすべての和歌をそらんじております。それは後で書き入れられたものに相違ありません。この草紙を水で洗っていただけませんか。」

と、答弁した。

天皇が小町の提案を聞き入れられて、黒主提出の草紙が水で洗われた。すると黒主が書き込んだ彼女の歌は跡形も残さず消え去った。

この著作権侵害事件の一部始終は、謡曲「草紙洗小町」に掲載されている。図4は観世流謡曲「草紙洗小町」の一節である。

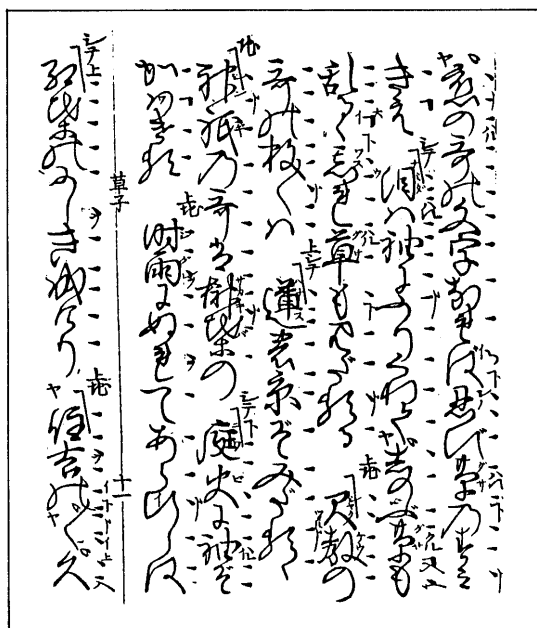


図4 謡曲「草紙洗小町」の一節

### アメリカの憲法と特許法および著作権法

イタリアの航海者でフランスのために北米海岸の探検をしたベラサノ (Giovanni da Verrasano) が率いる探検隊が北アメリカのノース・カロライナ (North Carolina) の海岸に初めて降り立ったのは 1524 年のことであった。これを契機として、アメリカ新大陸の開拓が始まり、1776 年 7 月 4 日、アメリカは独立を宣言した。1787 年にはアメリカ合衆国憲法 Constitution of the United States of America) の制定会議が開催されて、

その翌年 1788 年に合衆国憲法が発布された。

この憲法は、その前文：

We the people of the United States, in order to form a more perfect Union, establish justice, insure domestic tranquility, provide for the common defence, promote the general welfare, and secure the blessings of liberty to ourselves and our posterity, do obtain and establish this Constitution for the United States of America.

「われわれ合衆国の人民は、より完全な政治連合を形成し、正義を樹立し、国内の平穩を保証し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、われわれ及びわれわれの子孫の上に自由の祝福の続くことを確実にするために、アメリカ合衆国のために、この憲法を制定する。」

から始まって、第 7 条で終わるもので、最後に初代大統領ワシントン (George Washington) が署名している。なお、その後改正が行われて、現行の合衆国憲法は第 27 条までになっている。

この合衆国憲法の第 1 条第 8 節に、「特許と著作権」の項目があって、次のように述べている。

#### [ Patents and copyrights ]

The Congress shall have power ... To promote the progress of science and useful arts, by securing for limited times to authors and inventors the exclusive Right to their respective Writings and Discoveries.

「合衆国議会は、科学と有益な技術の進歩を促進するために、著作者および発明者の著作物および発見に対して、それぞれに一定の期間、排他的権利を与える。」

この憲法の規定がアメリカ合衆国の特許と著作権制度の基礎となって、1790 (寛政 2) 年 4 月 10 日に、「著作権法」が「合衆国法典・タイトル 17」(United States Code Title 17) として、「特許法」が「タイトル 35」として、それぞれ公布された。

なお、現在の「特許法、商標法及び著作権法」(PATENT TRADEMARK AND COPYRIGHT LAWS) の巻頭には、前記の憲法の一節が「憲法上の規定」(The Constitutional Provision) として記載されている。

アメリカ最初の著作権法は、地図 (maps)、図表 (charts) 及び書籍 (books) に関する権利で、その著作者に対して、最初に 14 年、さらに同じく 14 年間の

期間更新を認める独占排他的権利を付与するものであった。

19世紀に入ると、アメリカ著作権法は印刷物(prints)、楽譜(musical compositions)、写真(photographs)、戯曲(dramatic compositions)、さらに美術作品(works of the fine arts)へと次々とその範囲を広げてゆき、また保護期間を28年から42年へと延長した。

現行のアメリカ著作権法によれば、権利の存続期間は1978年1月1日以降に創作された作品については、その創作日から起算して著作者の没後70年と規定されている(第302条)。

### 出版条例の公布

わが国の書籍の出版は、江戸時代の中葉から次第に旺盛になった。図5は当時発行された「江戸名所図絵」に搭載されている、現在の特許庁のある「霞ヶ関」のスケッチである。

図書出版が盛んになると、その一方ではいろいろな不法行為も現れた。それに対応する必要に迫られて、京都や大阪、そして江戸の版元たちは私的な同業組合による規定を作成したといわれる。

著作物の私法的な規定としては、元禄11(1698)年に、大阪で規定された「本屋申合覚」がある。また、天保15(1844)年には江戸において、町年寄りの館石右衛門から、書物掛の名主に宛てられた「沙汰書」があり、これが著作出版に関する私法的な法令であるともいわれている。

明治に入ると、先ず(1869)2年に東京に遷都されて、同年5月に「出版条例」が公布された。それによると、

著作物の出版には、書物の要旨を文書として「文部省」に提出し、免許の検印を受けなければならなかった。

この明治時代になって、欧米の新しい文化が輸入されると、時事のニュースの報道が旺盛になり、多くの「新聞」が次々と現われ、その報道内容が時の政府の気に障るものも少なくなかった。これに政府が手を焼いて、「言論の自由」を制限する「新聞条例」なども公布されている。

明治26(1893)年4月、「出版法」と「著作権法」とがそれぞれ公布され、明治32(1899)年を迎えると、これら両法を基礎とし、さらに「ベルヌ条約」に加盟するために、『著作権法案』が帝国議会で提出され、同年3月4日、法律第39号として公布され、7月15日から施行された。



図5 江戸時代の「霞ヶ関」

(原稿受領 2002.3.7)